特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
20	特別児童扶養手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
札幌市は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	－

評価実施機関名
札幌市長

公表日
令和6年1月30日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	札幌市では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「特児法」という。）により、特別児童扶養手当受給資格認定等の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の46項により個人番号を利用することができるのは、特別児童扶養手当受給資格認定に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1　特児法第5条の特別児童扶養手当（以下「特児」という。）の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2　特児法による特児証書に関する事務 3　特児法第13条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4　特児法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5　特児法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6　特児法第37条の資料の提供等の求めに関する事務 7　特児法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 8　上記各号に掲げるもののほか、特児法第3条第1項の特児の支給に関する事務 上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む（申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る）
③システムの名称	特別児童扶養手当事務システム 中間サーバー・プラットフォーム システム基盤（市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名） 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
特別児童扶養手当受給者台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の46の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第37条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」 の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（9、12、15の項） 第3欄（情報提供者）が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報」又は「特別児童扶養手当関係情報」のいずれかであって「主務省令で定めるもの」が含まれる項（16、26、30、56の2、57、87、106、116の項） ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 第3欄（情報提供者）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する	

	情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（19の項） 第3欄（情報提供者）が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（110、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「厚生労働大臣又は都道府県知事」のうち、第2欄（事務）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（66の項）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月13日	【基礎】Ⅰ－5②所属長	障がい福祉課長　長谷川惠美	障がい福祉課長　松原　和幸	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない
平成30年1月30日	【基礎】Ⅰ－4②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による特別児童扶養手当関係情報が含まれる項（16、19、26、30、56の2、57、74、87、116の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「厚生労働大臣又は都道府県知事」のうち、第2欄（事務）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（66の項）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による特別児童扶養手当関係情報が含まれる項（9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、74、87、116の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「厚生労働大臣又は都道府県知事」のうち、第2欄（事務）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（66の項）	事前	平成30年7月のデータ標準レイアウト改版による情報連携項目の追加に伴う変更
平成31年3月7日	【基礎】Ⅳ　リスク対策	（なし）	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない。
平成31年3月7日	【基礎】Ⅰ－5②所属長の役職名	障がい福祉課長　松原　和幸	障がい福祉課長	事後	様式改定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成31年3月7日	【基礎】Ⅰ－4②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による特別児童扶養手当関係情報が含まれる項（9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、74、87、116の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「厚生労働大臣又は都道府県知事」のうち、第2欄（事務）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（66の項）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による特別児童扶養手当関係情報が含まれる項（9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116、120の項） ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「厚生労働大臣又は都道府県知事」のうち、第2欄（事務）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（66の項）	事後	法改正による情報連携項目の追加、記載不備による追加及び削除に伴う変更
令和2年3月25日	【基礎】Ⅰ－1②事務の概要	札幌市では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「特児法」という。）により、特別児童扶養手当受給資格認定等の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の46項により個人番号を利用することができるのは、特別児童扶養手当受給資格認定に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1　特児法第5条の特別児童扶養手当（以下「特児」という。）の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2　特児法による特児証書に関する事務 3　特児法第13条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4　特児法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	札幌市では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「特児法」という。）により、特別児童扶養手当受給資格認定等の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の46項により個人番号を利用することができるのは、特別児童扶養手当受給資格認定に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1　特児法第5条の特別児童扶養手当（以下「特児」という。）の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2　特児法による特児証書に関する事務 3　特児法第13条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4　特児法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	事後	法改正による情報連携項目の追加に伴う変更
令和2年3月25日	【基礎】Ⅰ－1②事務の概要	上記続き 5　特児法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6　特児法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	上記続き 5　特児法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6　特児法第37条の資料の提供等の求めに関する事務 7　特児法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 8　上記各号に掲げるもののほか、特児法第3条第1項の特児の支給に関する事務	事後	法改正による情報連携項目の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月25日	【基礎】Ⅰ－4②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による特別児童扶養手当関係情報が含まれる項（9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、110、116、120の項） ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「厚生労働大臣又は都道府県知事」のうち、第2欄（事務）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（66の項）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による特別児童扶養手当関係情報が含まれる項（9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、110、116、120の項） ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「厚生労働大臣又は都道府県知事」のうち、第2欄（事務）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（66の項）	事後	法改正による情報連携項目の追加に伴う変更
令和3年5月7日	Ⅳ－8監査	【　】外部監査	【〇】外部監査	事後	外部監査実施による変更
令和3年9月1日	【基礎】Ⅰ－4②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による特別児童扶養手当関係情報が含まれる項（9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、110、116、120の項） ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「厚生労働大臣又は都道府県知事」のうち、第2欄（事務）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（66の項）	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による特別児童扶養手当関係情報が含まれる項（9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、110、116、120の項） ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「厚生労働大臣又は都道府県知事」のうち、第2欄（事務）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（66の項）	事後	法改正に伴う号追加による号修正に対応
令和4年12月26日	【基礎】Ⅰ－1②事務の概要	札幌市では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「特児法」という。）により、特別児童扶養手当受給資格認定等の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の46項により個人番号を利用することができるのは、特別児童扶養手当受給資格認定に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1　特児法第5条の特別児童扶養手当（以下「特児」という。）の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2　特児法による特児証書に関する事務 3　特児法第13条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4　特児法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 下記に続く	札幌市では、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「特児法」という。）により、特別児童扶養手当受給資格認定等の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の46項により個人番号を利用することができるのは、特別児童扶養手当受給資格認定に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1　特児法第5条の特別児童扶養手当（以下「特児」という。）の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2　特児法による特児証書に関する事務 3　特児法第13条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4　特児法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 下記に続く	事後	公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務本格運用に伴う追加
令和4年12月26日	【基礎】Ⅰ－1②事務の概要	上記に続き 5　特児法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6　特児法第37条の資料の提供等の求めに関する事務 7　特児法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 8　上記各号に掲げるもののほか、特児法第3条第1項の特児の支給に関する事務	上記に続き 5　特児法第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6　特児法第37条の資料の提供等の求めに関する事務 7　特児法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 8　上記各号に掲げるもののほか、特児法第3条第1項の特児の支給に関する事務 上記の事務には、公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務を含む（申請者又は受給者が公的給付支給等口座の利用を希望した場合に限る）	事後	公的給付支給等口座登録簿関係情報の照会事務本格運用に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月26日	【基礎】Ⅰ－3法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一　46の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第37条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例	番号法第9条第1項　別表第一の46の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第37条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	事後	文言整理による記載の変更 記載漏れがあったため今回の見直しで根拠を修正
令和4年12月26日	【基礎】Ⅰ－4②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」による特別児童扶養手当関係情報が含まれる項（9、12、15、16、19、26、30、56の2、57、87、106、110、116、120の項） ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 下記に続く	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」 の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（9、12、15の項） 下記に続く	事後	番号法の改正に基づく修正 記載誤りがあったため今回の見直しで根拠を修正
令和4年12月26日	【基礎】Ⅰ－4②法令上の根拠	上記に続き （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「厚生労働大臣又は都道府県知事」のうち、第2欄（事務）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（66の項）	上記に続き 第3欄（情報提供者）が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報」又は「特別児童扶養手当関係情報」のいずれかであって「主務省令で定めるもの」が含まれる項（16、26、30、56の2、57、87、106、116の項） ※別表第二の30の項に係る主務省令は未制定 第3欄（情報提供者）が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（19の項） 第3欄（情報提供者）が「国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（110、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「厚生労働大臣又は都道府県知事」のうち、第2欄（事務）に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（66の項）	事後	番号法の改正に基づく修正 記載誤りがあったため今回の見直しで根拠を修正
令和4年12月26日	【基礎】Ⅱ－1　対象人数「いつ時点の計数か」	平成27年9月30日　時点	令和4年12月1日　時点	事後	特定個人情報保護評価再実施に伴い、しきい値判断の計数時点を変更
令和4年12月26日	【基礎】Ⅱ－1　取扱者数「いつ時点の計数か」	平成27年9月30日　時点	令和4年12月1日　時点	事後	特定個人情報保護評価再実施に伴い、しきい値判断の計数時点を変更
令和6年1月30日	【基礎】Ⅰ－1③　特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォームシステム、システム基盤（市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名）	高齢・障がい福祉システム、中間サーバー・プラットフォームシステム、システム基盤（市中間サーバ、団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名）、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	記載漏れがあったため、利用するシステム名称の追加